

## 1 子ども家庭支援センター

区における児童相談機能の強化および明確化を図るため、令和2年4月の組織改正により、「子ども家庭支援センター」を設置。

子育てに関する相談および事業を通じて、子どもおよびその家庭を支援することにより、区民が安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図る。

### (1) センターの概要

住 所：品川区二葉1-7-15

延床面積：約440㎡

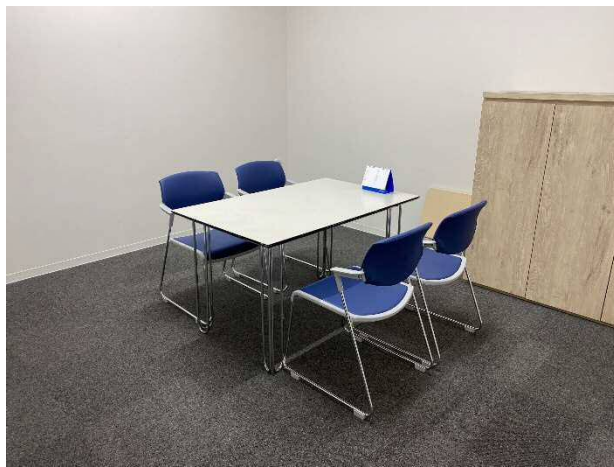
施 設：事務室、相談室（3室）、会議室、プレイルーム ほか



(外観)



(プレイルーム)

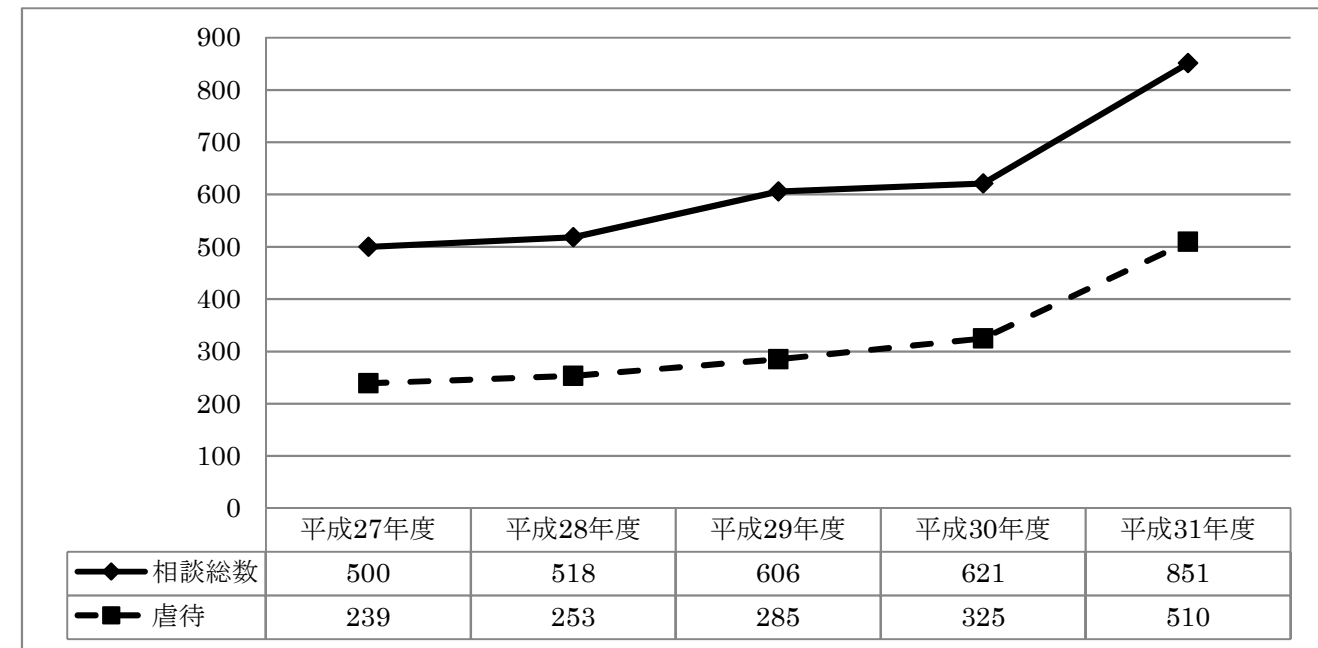


(相談室)

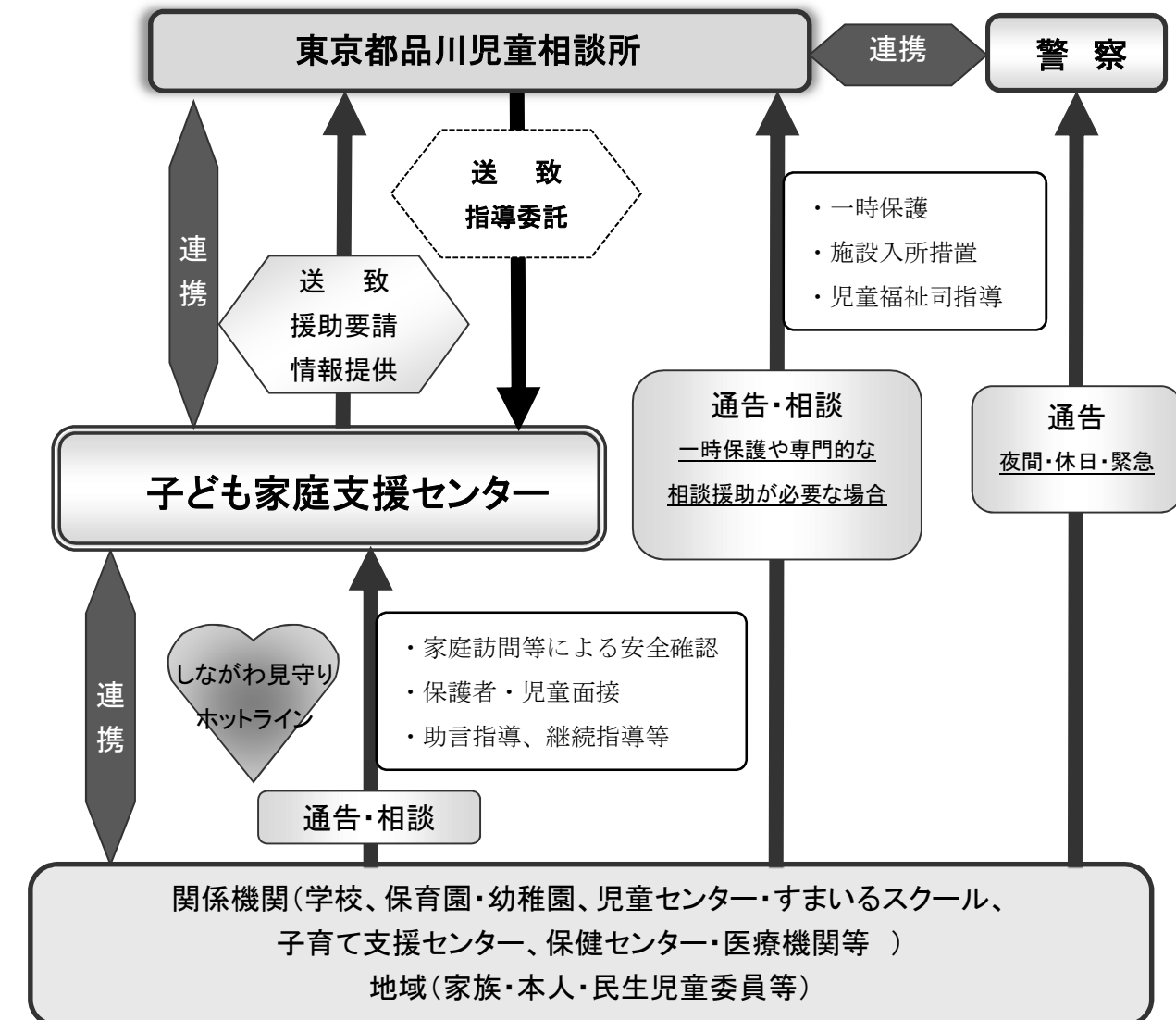


(エントランス)

### (2) 相談件数の推移



### (3) 児童虐待対応の流れ



## 2 区立児童相談所の開設準備

児童相談所は、児童福祉法を根拠として設置される行政機関であり、子ども本人・家族・学校・地域などからの相談に応じ、子どもが有する問題または子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的とする。

### (1) 児童相談所の主な業務

- ① 18歳未満の子どもについてのあらゆる相談（本人、家族、学校、地域の方々などから）
- ② 愛の手帳（療育手帳）の判定
- ③ ソーシャルワーカーや心理士、医師などの専門スタッフによる支援
- ④ 家族関係を再構築するための親子への支援
- ⑤ 里親への委託や児童養護施設等への入所に関する手続き
- ⑥ 地域や関係機関との連携による児童虐待防止の取組み
- ⑦ 一時保護（原則2カ月以内）

### (2) 区立児童相談所の基本方針と設置・運営の視点

#### ◇基本理念

「子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ」

笑顔が親から子どもへとつながり、子どもの笑顔が学校や地域といったまち全体に広がっていくよう、地域に根ざした相談機関として、子どもと家庭を支援していく。

#### ◇児童相談所設置・運営の視点

- 【視点1】  
子どもの権利擁護の観点から、区内のすべての子どもの健やかな成長を保障する。
- 【視点2】  
区の多様なサービスを活かし、支援を必要とする子どもと家庭を重層的・横断的に支援する。
- 【視点3】  
地域力を活かした見守りによる児童虐待の未然防止・早期発見を実現し、迅速かつ的確に対応する。

### (3) 施設整備

#### ① 施設整備の概要

- ◇高さ：地上6階建て
- ◇敷地面積：1,444.32㎡
- ◇延床面積：4,093.03㎡

#### ② 整備計画地

◇子供の森公園（北品川3-10）内の一部敷地



#### ③ 整備スケジュール（予定）

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
基本設計	➡						
実施設計		➡					
整備工事				➡		開設準備	開設

**令和6年度中に区立児童相談所を開設予定**

※上記スケジュールは、現状考えられる最短の工程であり、今後さまざまな状況により変更の可能性があります。